

(仮称) 児島学校給食共同調理場整備運営事業に関する特定事業の選定

倉敷市（以下、「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第7条の規定により、「(仮称) 児島学校給食共同調理場整備運営事業」（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和4年8月24日

倉敷市長 伊 東 香 織

(仮称) 児島学校給食共同調理場整備運営事業

特定事業の選定

令和4年8月24日

倉敷市

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 児島学校給食共同調理場整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

・学校給食共同調理場

(3) 公共施設等の管理者

倉敷市長 伊 東 香 織

(4) 事業目的

現在、倉敷市内の自校方式調理場の多くで老朽化が進行し、新たな給食施設の整備が喫緊の課題となっており、「倉敷市学校給食調理場整備に係る基本方針」により6,000～8,000食規模の複数の献立ラインを有する共同調理場を市内に3ヶ所程度設置することとしている。

本事業は、この方針に沿って、旧海技大学校児島分校跡地の旧海技大学校校舎（以下、「既存施設」という。）を解体するとともに、6,000食規模の「(仮称) 児島学校給食共同調理場」（以下、「本施設」という。）を整備し、維持管理・運営することで、より安全安心な学校給食の提供を行うことを目的とする。

(5) 本事業の基本理念

本事業は次の基本理念に基づいて実施するものとする。

【基本理念1】安全安心な学校給食の提供

学校給食衛生管理基準を遵守し、安全安心な給食を安定的に提供する。
また、アレルギー対応専用調理室等を整備し、食物アレルギーを有する児童生徒に対しても可能な限り給食を提供する。

【基本理念2】地産地消及び食育の推進

地場産物等を活用した献立等による地産地消の推進、デジタル配信の活用や防災教育と連携した新しい食育を推進する。

【基本理念3】事業の持続可能性への配慮

調理作業の効率化や人手不足への対応など、社会変化を見据え、給食提供が安定的に継続できることを重視する。

【基本理念4】環境負荷低減、エネルギー使用量削減

地球環境に配慮した施設として省エネルギー設備の導入を図るととも

に、臭気・防音対策など環境負荷の低減に取り組むものとする。

(6) 事業内容

本事業の内容は、次の通りとする。

ア 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に、本事業を実施する者（以下、「事業者」という。）自らが本施設の設計及び建設を行い、工事完了後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運營業務等を実施する方式（BTO:Build Transfer Operate）により実施（以下、「PFI事業」という。）する。

イ 事業実施スケジュール（想定）

事業実施スケジュールは次のとおり。

時 期	内 容
令和5年3月上旬	基本協定の締結
令和5年4月中旬	仮契約の締結
令和5年6月	事業契約締結
令和5年7月～令和7年6月 (約24ヶ月間)	既存施設の解体及び本施設の設計・建設
令和7年6月	本施設の引渡し及び所有権移転
令和7年8月下旬月～令和22年7月 (約15年間)	維持管理・運営

ウ 事業者の業務範囲

(ア) 施設整備業務

- a 事前調査業務及びその関連業務
- b 既存施設解体業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- c 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- d 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- e 工事監理業務
- f 調理備品等調達業務（食器・トレイ・食具は除く）
- g 事務備品調達業務
- h 学校配膳室改修業務
- i 近隣対応・対策業務

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- a 建物維持管理業務
- b 建築設備維持管理業務
- c 調理設備維持管理業務
- d 外構等維持管理業務
- e 清掃業務
- f 警備業務
- g 長期修繕計画策定業務

(エ) 運營業務

- a 日常の検収業務
- b 給食調理業務
- c 洗浄等業務
- d 配送及び回収業務
- e 残渣等処理業務
- f 調理備品等更新業務（食器・トレイ・食具は除く）
- g 配送車両調達・維持管理業務
- h 献立作成支援業務
- i 食育支援業務
- j 災害時における支援

エ 市が行う業務

運營業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- a 食材調達業務
- b 食材検収業務
- c 食数調整業務
- d 検食業務
- e 献立作成・栄養管理業務
- f 衛生管理・調理指示業務
- g 光熱水費の負担、支払い
- h 給食費徴収管理業務
- i 配送校の調整業務

- j 学校配膳室業務
- k 食育業務
- l 広報業務
- m 食器・トレイ・食具の更新業務
- n 市職員用事務室に関する引越し業務

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者サービス購入料を支払う。

(7) 施設の概要

ア 敷地条件

項目	内容
建設予定地	倉敷市児島味野4051-2外
敷地面積	約20,000㎡（うち建設地は西側約8,000㎡）
区域区分	準工業地域
防火・準防火地域	指定なし
建蔽率	60%
容積率	200%
土地の所有者	倉敷市

イ 規模及び機能

(ア) 学校給食共同調理

項目	内容
構造	事業者提案による
延床面積	事業者提案による
献立数	2献立
最大食数	6,000食/日程度
アレルギー対応食	100食/日（最大食数を含む）

2 市が直接事業を実施する場合とP F I 事業で実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をP F I 事業として実施することにより、事業期間を通じて市の財政負担額の縮減を期待できること及び公共サービス水準の向上を期待できることなどを視点に、以下の評価を行った。

- ・市の財政負担額による定量的評価
- ・P F I 事業として実施することの定性的評価
- ・上記による総合的評価

なお、市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 市の財政負担額による定量的評価

ア 市の財政負担額の算出条件

市が、本事業を自ら実施する場合及びP F I 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な算出条件は次の表のとおりである。

なお、これらの算出条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費などの算出条件

項目	市が自ら実施	P F I 事業による実施	算出条件
a 設計、建設等業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・調査業務費 ・設計業務費 ・建設業務費 ・配膳室改修業務費 ・工事監理業務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査業務費 ・設計業務費 ・建設業務費 ・配膳室改修業務費 ・工事監理業務費 ・建中金利 ・開業準備費 	<ul style="list-style-type: none"> ○市が自ら実施する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設等に係る費用については、モデルプラン及び類似学校給食共同調理場の実績に基づき設定。 ・維持管理、運営業務に係る費用については、既存学校給食共同調理場の実績又は類似事例を踏まえて設定。 ○P F I 事業により実施する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による創意工夫の発揮によりコスト縮減が実現するものとして設定。
b 維持管理、運営業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・開業準備業務費 ・建物・維持管理業務費 ・運営業務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業準備業務費 ・建物・維持管理業務費 ・運営業務費 ・S P C 経費、税・配当分 	

※S P C : Special Purpose Company の略。複数の企業が事業体を組んで本事業のために設立する特別目的会社のこと。

項目	市が自ら実施	P F I 事業による実施	算出条件
c その他の費用	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公租公課 ・ アドバイザー費 ・ 直接協定支援費 ・ モニタリング費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P F I 事業により実施する場合 ・ 公租公課及びP F I 事業実施に係るアドバイザー費、直接協定支援費、モニタリング費等を計上
d 資金調達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金 ・ 地方債 ・ 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> 【市】 ・ 交付金 ・ 地方債 【民間事業者】 ・ 市からの一括払分 ・ 自己資本 ・ 銀行借入（金利含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P F I 事業により実施する場合 【自己資本】 ・ 出資金 【銀行借入条件】 ・ 返済期間：15年（据置なし） ・ 利率：金融機関からの借入を想定し設定

(イ) V F Mの算出条件

項目	値	算出条件
a 割引率	0.95%	直近の長期国債表面利率等を踏まえて設定
b 物価上昇率	—	物価変動は考慮せず
c リスク調整値	—	リスクの実績データが蓄積されておらず、定量化が困難であることから、P F I 事業者に移転されるリスク調整額は考慮していない。

※V F M：Value for Moneyの略。支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給する考え方のこと。ここでは、市が自ら実施する場合とP F I 事業による実施の場合の財政負担額の削減割合を意味している。

イ 財政負担額の比較

前述の算出条件に基づいて、市が自ら実施する場合及びP F I 事業で実施する場合の財政負担額を現在価値換算の上で比較すると、P F I 事業で実施する場合は5.0%の財政負担額縮減が見込まれる結果となった。

(3) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I 事業により実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。

イ 設計・建設・維持管理・運營業務の一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営まで一括して事業者委ねることにより、維持管理・運營業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基き、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

エ 財政支出の平準化（及び可視化）

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

（４）総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、5.0%の縮減を期待することができる。

また、効果的・効率的な事業実施による公共サービス水準の向上、将来の財政負担額の可視化や民間のリスク対応能力活用によるリスクの低減等、定性的効果にも期待できる。

上記を踏まえて、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定により特定事業として選定する。